

行政改革大綱 前期行動計画の策定方針

1 基本的な方針

「生駒市行政改革大綱」は、令和元年度から令和6年度の6年間で推進期間として、行政組織や業務の簡素・効率化を中心に取組んできたこれまでの行政改革を継承しつつ、これらを更に発展させ、限られた資源の中でより質の高い行政サービスを提供し、将来に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものである。

大綱に掲げる基本目標、基本方針の実現に向け具体的な取組を示す「前期行動計画」においては、取組項目の絞り込みを行い、成果をあげることを重視するものとする。

2 基本的な視点

行政改革の目的及び基本目標の実現のため、行政改革大綱に掲げられている5つの方針を柱として前期行動計画の策定にあたる。

- ① 健全な財政基盤の確立
- ② 歳入増につながる施策の創出、強化
- ③ ファシリティマネジメントの推進
- ④ 市民、事業者等との協働による質の高い行政サービスの提供とまちづくりの推進
- ⑤ 時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進

3 行動計画の推進

(1) 推進期間

行政改革大綱では、推進期間を6年間とし、行動計画は、可能な限り速やかに取組を推進し、柔軟な対応が可能となるよう、前期（3年間）と後期（3年間）に分け、前期行動計画については、令和元年度から令和3年度の3年間とする。

(2) 推進体制

推進体制については、市長、副市長、教育長、水道事業管理者とすべての部長等で構成する行政経営会議を中心として、前期行動計画に掲げられた取組項目を着実に実施するとともに、各部の所属職員への周知徹底を図ることにより、全庁的な取組として進め、第三者機関でもある「生駒市行政改革推進委員会」の意見・提言を踏まえ、行政改革を推進していく。

(3) 進行管理

毎年度の進捗状況及び成果を行政改革推進委員会において確認し、行政経営会議で報告するものとする。

4 策定方法

前期行動計画については、前行政改革大綱に基づく後期行動計画に掲げられた取組項目や新たな課題を踏まえた取組項目を記載するとともに、毎年度、取組項目ごとに目標の達成状況・効果を検証し、社会経済情勢等を踏まえ、適宜、項目の追加や見直しを行っていくこととする。

5 前行政改革大綱後期行動計画の取組状況の検証を踏まえた改善事項について

行政改革推進委員会において、前行政改革大綱後期行動計画の取組状況の検証を行った結果、次の課題を指摘されたことから、これらの事項に留意しつつ、行動計画を策定するものとする。

①取組項目ごとに目標の達成状況や効果を検証することが、実際の行政改革にどのようなつながるのかを今以上に意識する必要がある。

②前期行動計画の取組を踏襲している取組項目の中で、評価が低いものや低下したものについては、その理由を明確にし、取組内容に不備はなかったか、目標設定が適切であったか等を検討する必要がある。

③指標や数値目標について、その実現性も踏まえてより適切なものを設定するよう見直す必要がある。